

伊佐厚労副大臣へ抗菌薬開発企業より要望(公明党国際保健推進委員会が同席)

令和5年2月28日

伊佐副大臣(中央右)に要望する古屋委員長(右から2人目)と小林氏(中央左)ら。28日、厚労省



伊佐副大臣に党推進委など

薬剤耐性菌用の抗菌薬巡り

公明党国際保健(グローバルヘルス)推進委員会(委員長||古屋範子副代表)は28日、厚生労働省で、抗菌薬開発に取り組む「Meiji Seikaファルマ株式会社」の小林大吉郎代表取締役社長らと共に、薬剤耐性菌対策について伊佐進一厚労副大臣(公明党)に要望した。古屋委員長、高橋光男事務局長(参院議員)が参加した。古屋委員長は、薬剤耐性菌による感染症が世界で増加し、有効な対策を

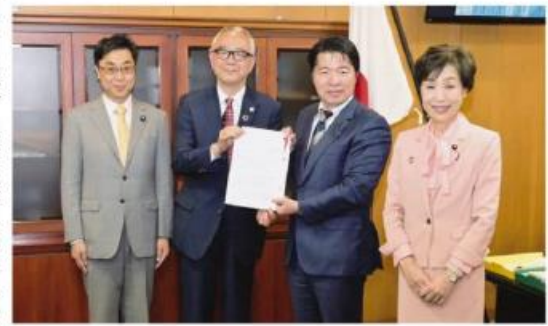
研究開発継続へ誘因を

取らなければ2050年には年間1000万人が命を落とすと推定されていると指摘。一方、抗菌薬が効かない腸内細菌に対し、さまざまな地域に対して、さまざまな地域に対して、新たな抗菌薬の開発が国内で進んでいるとして、研究開発の継続へ、採算性が見込める市場インセンティブ(誘因)の導入などを求めた。伊佐副大臣は「趣旨は理解した」と述べ、前向きに検討する考えを示した。

令和5年4月26日

G7で抗菌薬開発促進

伊佐副大臣 塩野義社長の要望受ける



手代木社長(中央左)から要望書を受け取る伊佐副大臣(右隣)ら。26日、厚労省

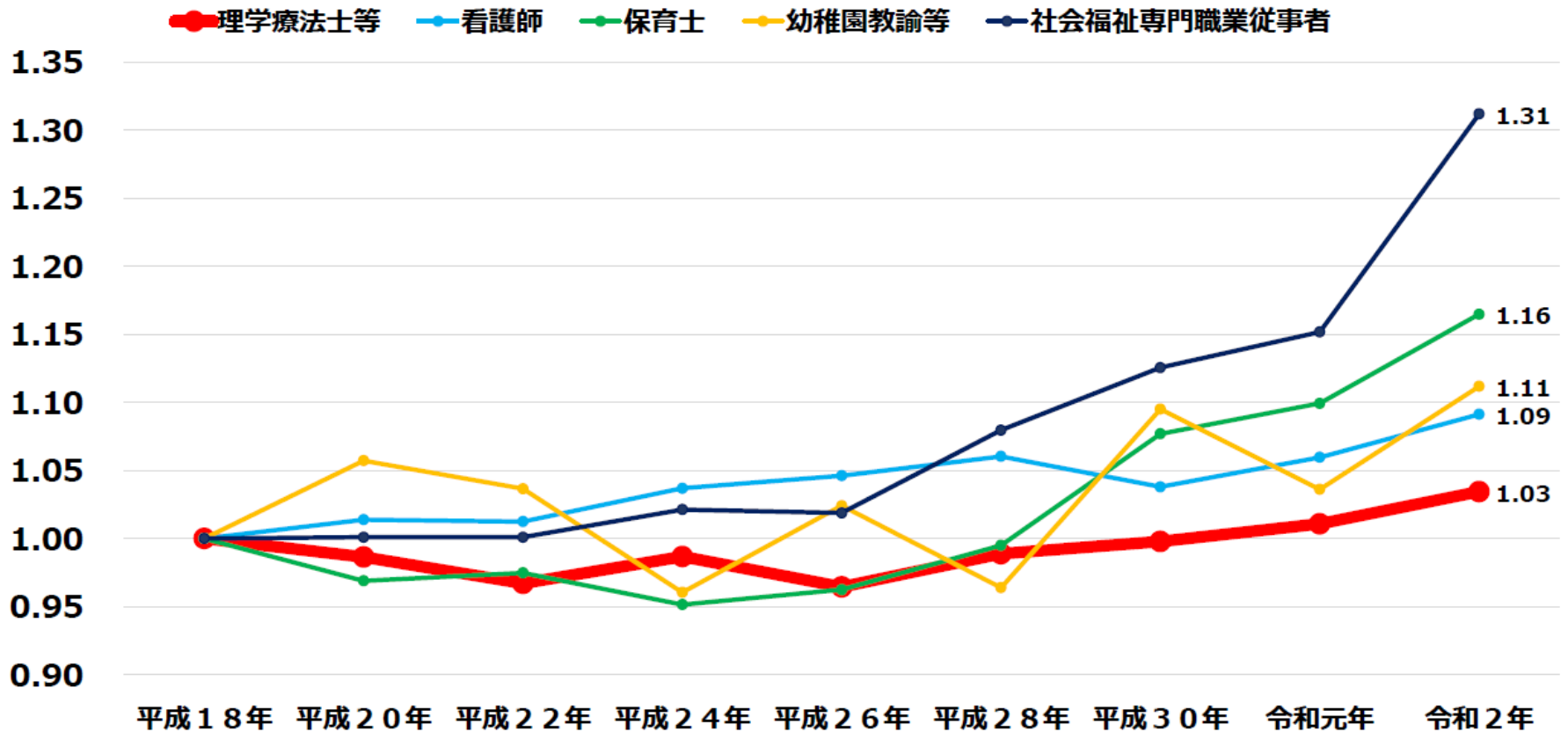
伊佐進一厚生労働副大臣(公明党)は26日、厚労省で、塩野義製薬株式会社の手代木功代表取締役会長兼社長から、新規抗菌薬の開発促進に関する要望書を受け取った。公明党の古屋範子副代表と秋野公造参院議員が同席した。要望書では、抗菌薬が効かない薬剤耐性菌によ

る感染症の世界的流行を防ぐため、新規抗菌薬の開発促進が必要だと指摘。先進7カ国(G7)で薬の承認後の利益を保障する「プル型インセンティブ」を実施するべきだと訴え、5月のG7首脳会議(広島サミット)で日本が議論をリードしていくことを求めた。伊佐副大臣は「プル型インセンティブの仕組み作りは、G7の大事なテーマだ」と応じた。

※武井外務副大臣にも要望(3月23日および5月9日)

理学療法士の所定内給与額は15年以上変化がなく、看護師や社会福祉専門職業従事者などの他職種と比較して伸び率において大きな差が生じている。

## 所定内給与額のお他職種比較 平成18年を1とした場合の伸び率



参照：賃金構造基本統計調査

子ども・子育て支援交付金 令和5年度予算 1,847億円の内数 (1,748億円の内数)

### 1. 施策の目的

子どもが病気の際に自宅での保育が困難な場合に、病院・保育所等において、病気の児童を一時的に保育することで、安心して子育てができる環境整備を図る。

### 2. 施策の内容

#### (1) 病児対応型・病後児対応型

**地域の病児・病後児**について、病院・保育所等に付設された専用スペース等において看護師等が一時的に保育する事業。

#### (2) 体調不良児対応型

**保育中の体調不良児**について、一時的に預かるほか、保育所入所児に対する保健的な対応や地域の子育て家庭や妊産婦等に対する相談支援を実施する事業。

#### (3) 非施設型（訪問型）

地域の病児・病後児について、看護師等が保護者の**自宅へ訪問**し、一時的に保育する事業。

### 3. 実施主体等

【実施主体】市町村（特別区を含む。） 【補助率】：国 1 / 3（都道府県 1 / 3、市町村 1 / 3）

【令和5年度補助単価（病児対応型1か所当たり年額）】

基本分単価：7,037,000円

加算分単価：1,000,000円 ～ 38,000,000円（※）

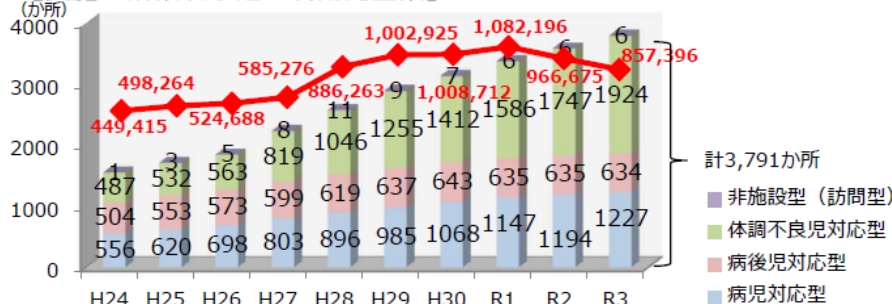
送迎対応看護師雇上費：5,400,000円

送迎経費：3,634,000円

※ 年間延べ利用児童数50人～4,000人の加算分単価。延べ利用児童数が4,000人を超える場合は別途協議。

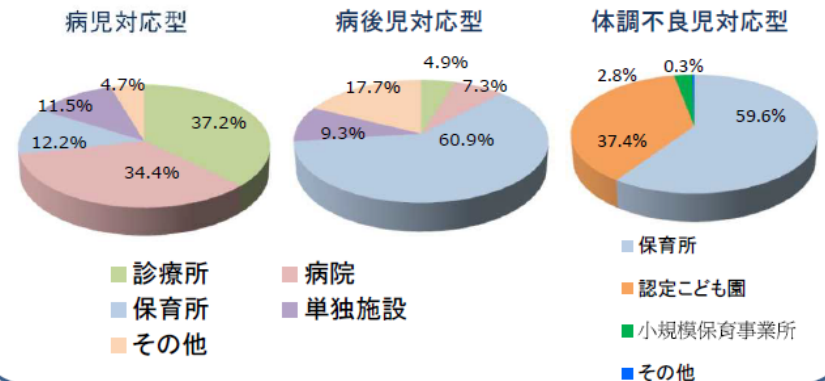
※ 2（1）病児対応型・病後児対応型について、当日キャンセルに対する受入体制を維持していることを一定程度評価するための加算を試行的に実施。

【実施か所数及び延べ利用児童数】



※平成27年度までの延べ利用児童数は、「病児対応型」及び「病後児対応型」の合計  
 ※平成28年度からの延べ利用児童数は、「病児対応型」、「病後児対応型」、「体調不良児対応型」の合計  
 ※令和2年度においては、「病児対応型」、「病後児対応型」は、新型コロナウイルス感染症の状況等を勘案して想定される各月の延べ利用児童数をもって当該月の延べ利用児童数とみなして差し支えないこととしている。  
 (前年同月の延べ利用児童数を上限)

【実施場所】



都道府県  
指定都市  
各 中核市  
児童相談所設置市  
民生主管部（局）担当者 様

厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課

新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金における  
電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援地方交付金を活用した  
児童養護施設等の支援について

新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中、児童養護施設等（※）に対する支援に関しては、入所児童等の給食に要する材料費等の負担軽減について、令和4年6月9日付け事務連絡「コロナ禍における『原油価格・物価高騰等総合緊急対策』について」により、「コロナ禍における原油価格・物価高騰対応分」を含めた臨時交付金を活用した取組の推進をお願いし、また、令和4年7月6日付け事務連絡「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用した児童養護施設等の支援について」により、「コロナ禍における原油価格・物価高騰対応分」を含め臨時交付金では、コロナ禍における物価高騰に直面する児童養護施設等の事業者において光熱水費の高騰が生じている場合等にも、臨時交付金を活用した負担軽減のための支援が可能となっており、コロナ禍において原油価格や電気・ガス料金を含む物価の高騰の影響を受けた事業者の負担軽減に向け、積極的な取組をお願いしたところです。

今般、令和4年9月9日の第4回物価・賃金・生活総合対策本部において、足元の物価高騰に対する追加策等が取りまとめられ、臨時交付金の増額・強化として、「電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援地方交付金」が創設されるとともに、その推奨事業メニューの一つとして、「医療・介護・保育施設、公衆浴場等に対する物価高騰対策支援」が掲げられています。また、これを受けて、「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金における「電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援地方交付金」の創設について」（令和4年9月9日付け内閣府地方創生推進室事務連絡）（別添）が発出されています。

既に多くの自治体において積極的な取組が行われているところですが、貴部局におかれては、これを踏まえ、児童養護施設等の事業者の負担軽減に向けて、「電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援地方交付金」を積極的にご活用いただくようご検討をお願いします。その際、事業者の申請にかかる負担軽減にもご配慮いただくようお願いいたします。

なお、現行の臨時交付金については、「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金Q&A」（第8版／令和4年5月13日）1－6において、交付決定前に着手した事業であっても対象となる旨をお示ししております。

今般創設される「電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援地方交付金」の制度要綱等の詳細については、近日中に内閣府から別途通知がありますので、追って御連絡いたします。

（※）本事務連絡における対象施設等としては、児童養護施設、児童自立支援施設、児童心理治療施設、乳児院、ファミリーホーム、里親、一時保護所、母子生活支援施設、自立援助ホーム、助産施設等を想定しております。

令和5年5月10日（更新中）

※新型コロナウイルス感染症が令和5年5月8日に5類感染症に位置づけられることに伴い、Q&Aの内容についても随時更新しています。

## 1 風邪の症状がある方、感染が疑われる方、感染した方が職場復帰する場合への対応

問1 熱や咳がある方については、どうしたらよいのでしょうか。

問2 新型コロナウイルス感染症に感染した労働者が職場復帰する際にどのような点に留意すればよいのでしょうか。

## 2 感染防止に向けた柔軟な働き方（テレワーク、時差通勤、時差休憩）

問1 新型コロナウイルスの感染防止のため、自社の労働者にテレワークを導入したいと考えていますが、どこに相談したらよいのでしょうか。また、どのような点に留意が必要でしょうか。

問2 テレワークを導入する場合の費用負担はどのようにしたらよいのでしょうか。

問3 新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置付けが変更されたことを理由として、使用者から一方的にテレワークを廃止し、出社を求めて良いですか。

問4 新型コロナウイルスへの感染を防ぐため、なるべく人混みを避けての通勤を考えています。時差通勤を導入するにはどうしたらよいのでしょうか。

問5 新型コロナウイルス感染防止の観点から、ランチタイムの混雑を避けるため、部署ごとに昼休みの時間をずらして、時間差で昼休みを取得させることを考えていますが、どのような手続が必要でしょうか。

## 3 雇用調整助成金の特例措置

問1 そもそも雇用調整助成金とはどのようなものなのでしょうか。

問2 今回の特例措置の趣旨・目的について教えてください。また、どのような特例があるのでしょうか。

問3 雇用調整助成金は、外国人の方を雇用する事業主も対象になりますか。

## 4 労働者を休ませる場合の措置（休業手当、特別休暇など） **※更新されていない項目あり**

問1 新型コロナウイルスに関連して労働者を休業させる場合、どのようなことに気をつければよいのでしょうか。

問2 **労働者が新型コロナウイルスに感染したため休業させる場合、休業手当はどのようにすべきですか。**

問3 新型コロナウイルスへの感染が疑われる方について、休業手当の支払いは必要ですか。

問4 労働者が発熱などの症状があるため自主的に休んでいます。休業手当の支払いは必要ですか。

問5 新型コロナウイルス感染症によって、事業の休止などを余儀なくされ、やむを得ず休業とする場合等にどのようなことに心がければよいのでしょうか。

問6 新型インフルエンザ等対策特別措置法による対応が取られる中で、協力依頼や要請などを受けて営業を自粛し、労働者を休業させる場合、どのようなことに注意すべきですか。

問7 新型インフルエンザ等対策特別措置法による対応が取られる中で、協力依頼や要請などを受けて営業を自粛し、労働者を休業させる場合、労働基準法の休業手当の取扱はどうなるのでしょうか。

問8 新型コロナウイルス感染症に関連して労働者を休業させ、休業手当の支払いが不要である場合について、労働者に対する賃金の支払いは不要でしょうか。

問9 新型コロナウイルスに感染している疑いのある労働者について、一律に年次有給休暇を取得したこととする取り扱い、労働基準法上問題はありますか。病欠休暇を取得したこととする場合はどのようになりますか。

問10 アルバイトやパートタイム労働者、派遣労働者、有期契約労働者などの方についても、休業手当の支払いや年次有給休暇の付与等は必要でしょうか。

問11 新型コロナウイルスに関連して、労働者が安心して休めるよう、特別休暇制度を設けたいと考えています。制度を設けるに当たった具体的な手続はどのようになりますか。

問12 タクシー事業者ですが、乗客が減少して苦境にあります。この状況を乗り切るため、雇用調整助成金をもらって運転者の雇用を維持するのではなく、運転者を一旦解雇して失業手当を受給してもらい、需要が見込めるようになったら再雇用することを考えています。

問13 新型コロナウイルス感染症で小学校、特別支援学校等の臨時休業に際して、企業にお勤めの方が子どもの世話をするために休暇を取得する場合、どのような支援があるのでしょうか。

問14 新型コロナウイルス感染症への対応として、企業にお勤めの方が対象家族の介護をするために休暇を取得した場合、どのような支援があるのでしょうか。

問15 新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置により妊娠中の女性労働者が休業する場合、どのような支援があるのでしょうか。

問16 労働者を休ませる場合の措置（休業手当、年次有給休暇など）は、外国人を雇用している場合でも適用されますか。

問17 問13の小学校等の臨時休業に伴う保護者の休暇取得支援は、外国人を雇用する事業主にも対象になりますか。

問18 自社に勤める労働者が新型コロナワクチンの接種を安心して受けられるよう、新型コロナワクチンの接種や接種後に発熱などの症状が出た場合のために、特別の休暇制度を設けたり、既存の病欠休暇や失効年休積立制度を活用したりできるようにするほか、勤務時間中の中抜けを認め、その時間分終業時刻を後ろ倒しにすることや、ワクチン接種に要した時間も出勤したものと取り扱うといった対応を考えています。こういった点に留意が必要でしょうか。

問19 5～11歳の子どもの対象とした新型コロナワクチンの接種が開始されます。ワクチン接種の対象年齢の子どもを持つ、自社の労働者への対応については、どうしたらよいのでしょうか。

令和5年5月15日 参議院決算委員会 公明党 高橋光男 出典:厚生労働省ホームページ

([https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou\\_iryou/dengue\\_fever\\_qa\\_00007.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryou/dengue_fever_qa_00007.html))より抜粋の上、高橋光男事務所により加筆

## ～市営住宅の社宅等活用による地域活力向上事業～

### 市営住宅の社宅等活用に関する募集要項

#### 市営住宅ストックの有効活用の現状と今後の取組み

担当課:住宅整備課

#### 1. 募集概要

市営住宅では、入居者の減少、高齢化等が進む中で、市営住宅のストックを有効に活用しながら地域活力の向上を図ることが必要な団地が多くなっています。

こうした中で、本事業では市営住宅の空き住戸を社宅等として活用し、神戸の産業を支えていく人材や  
昨今増加している外国人従業員等の居住環境を整えるとともに、地域活力の向上を図ることを目的として、この度、市営住宅の空き住戸を社宅等として活用する事業者を募集します。

#### 2. 応募の要件等

応募者は、以下の要件を満たす企業の事業者または監理団体（以下、「事業者等」という。）です。

※個人での応募はできません。

##### (1) 応募事業者等の要件

- ① 市内に事業所を有する事業者等であること。（神戸市内に市民税を払っている事業所があること）  
もしくは、今後 1 年以内に市内に事業所を有する予定である事業者等であること。（現在事業所を有する他市町村で市民税を払っている事業所があること）
- ② 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 2 号に規定する暴力団及びその他反社会的団体並びにそれら構成員等からなる団体、宗教活動や政治活動を主たる目的とする団体、その他公共の福祉に反する活動を行なっている団体でないこと。
- ③ 家賃（使用料）の支払いの見込みが確実であること。

##### (2) 入居する従業員等（技能実習生を含む。）の要件

- ① 応募事業者等の従業員等であること。
- ② 日本国内で住民登録されていること。
- ③ 入居する従業員等または、同居者が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 6 号に規定する暴力団員でないこと。

##### (3) 応募にあたっての留意事項

- ・利用にあたっては、各種法令等を満たすとともに、必要な届出、手続き等については各事業者等の責任において行ってください。
- ・事業者等又は入居する従業員等は、自治会に加入するなど地域コミュニティ活動に積極的に参加してください。また、事業者等は、入居を開始する前に自治会や近隣住民等にあいさつを行い、入居した後も従業員等と地域との顔つなぎなどを行なってください。

#### 市営住宅の社宅等活用による地域活力向上事業

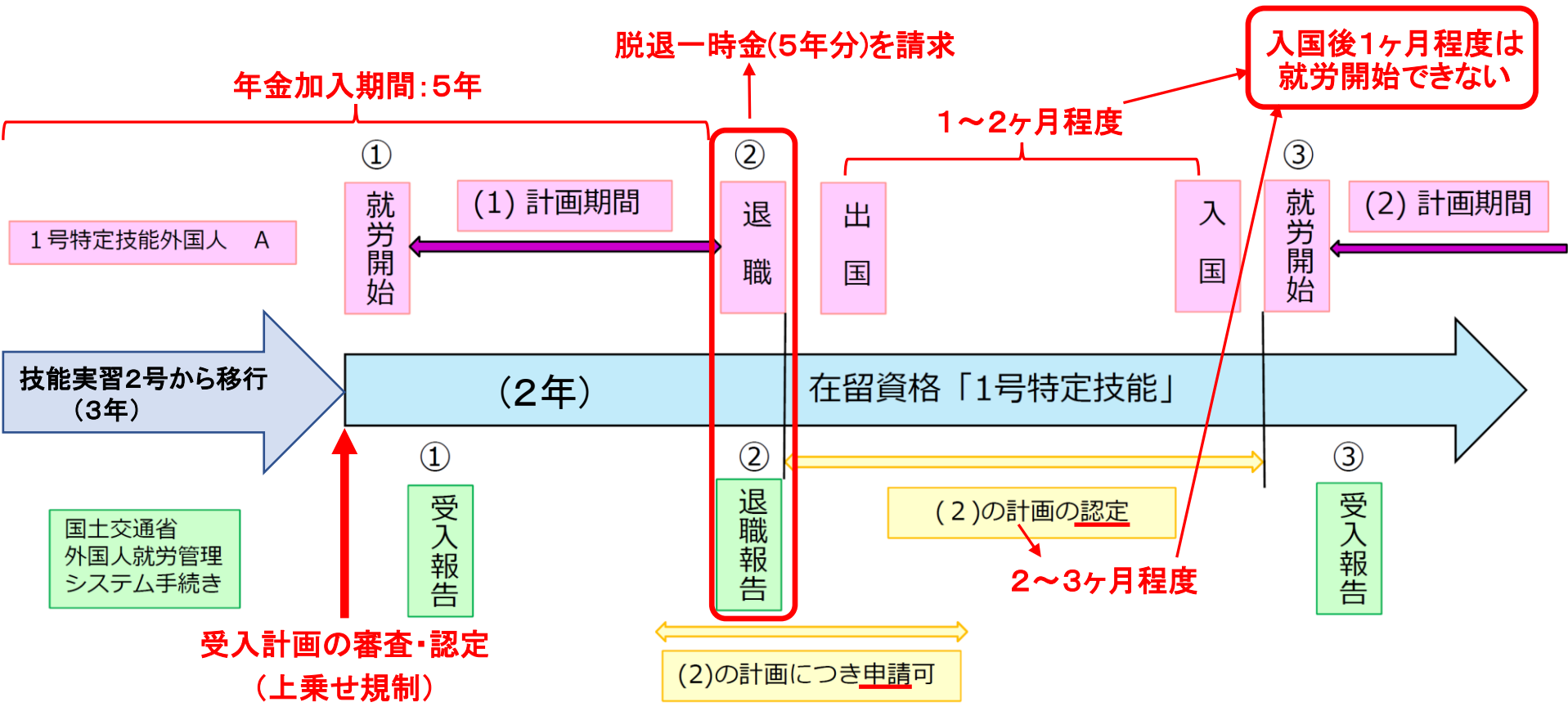
⇒近隣企業の社員、介護・福祉人材、学生、起業家など、これから神戸の産業を支えていく人材への住宅を整備

- ・令和元年度：押部谷・栄住宅において試行的に近隣企業の従業員や外国人技能実習生等の住まいとして活用する事業者等を公募。
- ・令和 2 年度：年 4 回の定時募集、随時受付（先着順）、審査手続きの簡素化などの拡充を図り継続実施を開始。
- ・令和 3 年度～令和 4 年度：3 次マネ計画における転活用の取組みとして募集停止を行った他団地での実施についてもニーズを確認しながら拡充を検討。  
※R4.2 募集より王居殿第四住宅での取組みを開始（R4.12 末：応募者なし）
- ・令和 5 年度～：3 次マネ計画対象住宅の再編への進捗を鑑み、今後は将来再編住宅を中心に公募を実施する予定

#### <活用住宅（R4.12 末）>

- ・押部谷住宅（U 社・7 戸）…外国人技能実習生入居中
- ・栄住宅（M 社・2 戸）…外国人技能実習生入居中
- （S 社・2 戸）…外国人技能実習生・外国人従業員入居中
- （K 社・4 戸）…外国人従業員入居中
- （H 社・1 戸）…外国人従業員（特定技能）入居中
- （F 社・1 戸）…入居準備中

技能実習2号から移行した1号特定技能外国人の退職・出国、脱退一時金の請求



令和5年5月15日 参議院決算委員会 公明党 高橋光男  
 出典: 国土交通省資料を基に高橋光男事務所作成

# ウクライナ避難民と他の避難民の扱いの違い

※内容は令和4年4月18日時点のものであり、現在の状況と異なる部分もある。

ウクライナ避難民		アフガニスタンなど他の避難民
早期に「短期滞在」から「特定活動」に変更対応	在留資格	「短期滞在」から「特定活動」取得可能との決定は政変（21年8月）から約半年後の22年2月
5. 2億円（R3年度予備費）	国の財政的支援	なし
あり （アジア福祉教育財団が対応。食事の提供も。自治体も市営住宅等の提供を表明）	公的な住居支援等	なし （事実上、身元保証人が負担）
あり （国：身寄りのない方 兵庫県：県内に身寄りある一世帯に年間最大214万円）	公的な経済的支援	なし （同上）
あり （アジア福祉教育財団が提供）	医療費支援	なし （例：一日当たり1,000円の海外医療保険を身元保証人が負担）
あり （アジア福祉教育財団が翻訳・通訳等の業務提供）	言語対応 日本語教育	かろうじてあり （NPO/NGO またはボランティア教師の授業提供）
戦争が継続中。帰る場所がなくなっている可能性も。	帰国困難な理由	帰国すると命の危険に及ぶ迫害の恐れ。



戦禍により日本に逃れてきたという意味において、同じ「避難民」。人権上、平等な扱いをする必要



両方を統合的に提供すべき

即ち、避難民が利用可能なサービスに対する公平なアクセスを確保すべきではないか